

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 菅原歯科医院

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人 出資額限度法人 その他③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県長崎市平野町11番10号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 6年 2月 21日

(4) 設立登記年月日 平成 6年 2月 25日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人 菅原歯科 医院	長崎県長崎市平野町11番10号	該当なし

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

該当なし

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 5月 25日 令和 2年度決算の決定

様式3-4

法人名 医療法人 菅原歯科医院
 所在地 長崎市平野町11番10号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和4年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	66,598	I 流動負債	5,995
II 固定資産	40,283	II 固定負債	45,152
1 有形固定資産	27,843	負債合計	51,147
2 無形固定資産	2,652	純資産の部	
3 その他の資産	9,786	科 目	金 額
		I 資本金	8,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	47,733
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	55,733
資産合計	106,881	負債・純資産合計	106,881

様式4-2

法人名 医療法人 菅原歯科医院
 所在地 長崎市平野町11番10号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	76,303
2 事業費用	71,825
本来業務事業利益	4,477
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	4,477
II 事業外収益	4,543
III 事業外費用	159
経常利益	8,862
IV 特別利益	0
V 特別損失	
税引前当期純利益	8,861
法人税等	1,432
当期純利益	7,428

様式 2

法人名 医療法人 菅原歯科医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎市平野町 1 1 番 1 0 号

財 産 目 録
(令和 4 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	106,881 千円
2. 負 債 額	51,147 千円
3. 純 資 産 額	55,733 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	66,598
B 固 定 資 産	40,283
C 資 産 合 計 (A+B)	106,881
D 負 債 合 計	51,147
E 純 資 産 (C-D)	55,733

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式6

監事監査報告書

医療法人 菅原歯科医院
理事長 菅原 淳道 殿

私は、医療法人 菅原歯科医院の令和3年会計年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 5月20日

医療法人 菅原歯科医院

監事

岩永 隆